

浜岡原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉審査資料	
資料番号	本文六-1 改 2
提出年月日	令和 5 年 12 月 14 日

浜岡原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉
性能維持施設の変更について

令和 5 年 12 月
中部電力株式会社

目 次

1. はじめに.....1
2. 性能維持施設の変更について.....1

1. はじめに

本資料は、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設(以下、「性能維持施設」という。)のうち、1号炉及び2号炉のドライウエル外周の壁の一部(機器搬入口の遮へい壁)を除外することについて補足するものである。

2. 性能維持施設の変更について

機器搬入口の遮へい壁(以下、「遮へい壁」という。)は、原子炉設置許可申請書に記載された放射線遮へい体のうち、「ドライウエル外周の壁」の一部である。

「ドライウエル外周の壁」は、ドライウエル外側での作業時におけるドライウエル内部からの放射線遮へいを目的とし、性能維持施設として位置付けている。

遮へい壁は、定期点検等のプラント停止時にドライウエルを開放し、機器等の搬入ができるよう、「ドライウエル外周の壁」から分離できる可動式の構造となっている。運転終了後の廃止措置段階において、遮へい壁は、開放した状態としており、閉止した状態にあって性能維持施設としてその放射線遮へい機能に期待するものではないものの、「ドライウエル外周の壁」の一部であることから、性能維持施設の一部として位置付けてきた。

一方、原子炉容器等の主要な二次的な汚染を除去することを目的として実施した系統除染(炉内除染)及び放射能の減衰による効果により、現在、ドライウエル内の雰囲気線量当量率は大幅に低下し、遮へい壁周辺の雰囲気線量当量率も十分に低い値となっている。

今回、遮へい壁の解体撤去計画を取り纏め、第2段階対象設備に追加するにあたり、解体撤去の着手要件である「対象設備が供用を終了していること」を満たす状態とするため、「ドライウエル外周の壁(原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)」を、「ドライ

ウェル外周の壁（原子炉ウェル上の遮へいプラグ，機器搬入口の遮へい壁を除く）」に変更して、遮へい壁を性能維持施設から除外することとする。

（参考：2023年3月時点での1号炉及び2号炉の遮へい壁周辺の雰囲気線量当量率は最大 0.003mSv/h と十分に低く、遮へい壁による放射線遮へい機能を必要としない放射線レベルである）

以上